

児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和5年9月29日  
こども家庭庁  
成育局成育環境課  
成育局母子保健課  
支援局家庭福祉課

児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令案について、令和5年8月23日（水）17時から同年9月22日（金）17時まで御意見を募集したところ、計10件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	2.（4）の改正について、市町村長の判断で、個人番号の記入欄から桁を区切る破線を削除するなどの調整を加えることは許容されるべきであり、また、政府方針にも反しない。したがって「個人番号の記入欄については、所要の変更又は調整を加えることができる対象から除」くのではなく「ただし、個人番号を記載事項から除くような変更又は調整は行うことができない」旨を規定すべきである。	本改正における「所要の変更又は調整を加えることができる対象から除」くとは、個人番号の記入欄を削除するような様式の変更又は調整を防ぐ趣旨であり、御指摘いただいた「個人番号の記入欄から桁を区切る破線を削除するなどの調整」を許容しない趣旨ではありません。

2	2. (5)について、どのような経過措置を設けるか明らかにして意見募集を行うべき。	御意見として承ります。なお、経過措置は、様式変更に伴う一般的な内容であり、詳細は公布された内閣府令をご確認ください。
3	<p>今までの申請書にマイナンバーを記入しなくて問題なかったものが記入必要になるのは、申請者に負担となるため、全ての実施主体を同様に扱うことは、逆に負担の増加に伴う誤りや業務の無駄を発生させる要因になります。実情に応じた対応ができるような改正を求める。</p> <p>マイナンバー情報は、市区町村が保有しているため、届出者が記載するよりも、市区町村担当者が職務上で調べ、そのマイナンバーが自動で各種システムに取り込まれるなど工夫をすれば、紐づけ誤りが起きないと考えられる。</p> <p>また、そもそも本申請にマイナンバーが必要ないとする。</p>	<p>本改正については、マイナンバーの紐付け誤りが発生しないよう、制度事務そのものにおける再発防止の仕組み作りに向け、制度管理者がマイナンバーの照会作業を行わずとも、確実にマイナンバーを収集できるようにするために行うものであり、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用した行政サービスの信頼性及び利便性の向上に必要なものと考えております。</p> <p>なお、本改正に係る事務については、従前より通知において個人番号の記載を含む申請書の参考様式を定めており、各自治体においては通知に沿った運用がされているものと承知しています。</p>
4	<p>(特別) 児童扶養手当については、申請前に必要書類の説明をする機会があるが、児童手当については、対象者も非常に多く、事前に説明できる機会はほとんどない。マイナンバー記載が必須になるのであれば、自治体からの周知のみでは不十分なため、国からも理由とともに周知していただきたい。また、「マイナンバーが分からない。」と言われた際の対応や受付日、申請期限の取り扱いについて明確な事務処理手順を示して欲しい。</p>	<p>本改正については、児童手当の申請様式等における個人番号の記入欄について所要の変更又は調整を加えることができる対象から除くものであり、個人番号の記載に係る方針や事務処理が従来と変わるものではありません。</p>

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。